

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人東京家政学院
② 設置大学名称	東京家政学院大学
③ 担当部署	総務部 総務室
④ 問合せ先	soumu-kikaku@kasei-gakuin.ac.jp / 03-3262-2251
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/governance-code/
⑧ 本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的について、本学ホームページを通じ、広く社会に明示している。 また、本学の全学共通科目（共通教育科目）「東京家政学院を学ぶ」では、創設者大江スミの想いと行動に即して、学生がその時代の中で本学の理念を理解することに主眼においた授業を開講している。 【掲載先 URL】 ◇建学の精神、教育理念：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/philosophy/ ◇シラバス「東京家政学院を学ぶ」：https://kva-web.campusplan.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusSansho/UI/WSL_SyllabusSansho.aspx?P1=G50608031&P2=2026&P3=20260401
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・学科、研究科・専攻ごとの教育研究上の目的、大学・学部、研究科ごとの3つのポリシーを定め、ホームページに公表している。 また、自己点検・評価の実施結果を活用し、教育の質の向上、学修環境・内容等の整備・充実に努めている。 【掲載先 URL】 ◇教育研究上の目的（学部・学科、研究科・専攻ごと） https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/educationkasei1_1/ ◇3つのポリシー（大学・学部、研究科ごと） https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/policy/ ◇教育の質保証 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/autocriticism/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学学則第28条に「学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。」と規定しており、学長が関係法規等に基づいて、大学の意思決定及び業務執行を行っている。 また、大学学則第29条に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。」と規定しており、本学では学長の公務を補佐する副学長を配置し、それぞれの担当業務から学長のリーダーシップを支えている。 大学の円滑な運営のため、大学の教学事項について協議する全学教授会を月1回開催している。 【掲載先 URL】 ◇東京家政学院大学学則（令和8年度学生便覧P19～） https://www.kasei-gakuin.ac.jp/tkgu_cms/wp-content/uploads/2026/06/c5b0682e0fd7e3739e097d104d1aeca4.pdf
実施項目 1－1 ④	説明

教職協働体制の確保	学生サービスの向上及び大学運営の発展のため、教職員のワーキング・グループを実施し、教職協働体制のもと効果的な企画・提案を行った。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	【教員】 ・FD 委員会のもと、FD 講演会を定期的実施している。 ・授業評価アンケートを活用した教員表彰の実施、また、アンケート結果を分析しフィードバックを行うなど、教育の質の向上に向けて全学的に取り組んでいる。 【職員】 ・職員人事制度を策定し、令和 7 年度から仮実施、令和 9 年度から本格運用開始を予定している。 ・ポリュームゾーン人材育成大学パートナーシップ協定による合同 SD 研修会を実施した。 ・総務室に紹介がある研修について、適宜関係職員への参加を促している。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	戦略企画会議ならびに職員で構成する経営戦略ワーキング・グループでの検討を踏まえ、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 か年を対象とする「長期計画」を策定した。令和 6 年度から令和 10 年度までの前期 5 か年を集中改革期と位置づけ、「新中期計画」を策定した。あわせて、KPI、財務シミュレーションを策定し、財務目標や入学者数目標を明確に定め、その達成に向けて取り組んできた。 その後、令和 8 年 3 月に公表された学校法人法政大学との連携を踏まえ、これらの計画を見直す必要が生じたため、中長期計画策定の方向性及び課題について、令和 8 年 7 月 24 日開催の第 5 回理事会において審議を行った。現在は、その審議内容を踏まえ、新たな中長期計画の策定に向けた検討を進めている。 【掲載先 URL】 ◇長期計画、事業計画・報告 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/business/
実施項目 1-2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	KPI、財務シミュレーションの中期的な検証を行い、内容に変更が生じた場合は、理事会に諮っている。 【掲載先 URL】 ◇長期計画、事業計画・報告 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/business/

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	創設者大江スミが掲げた「人々のしあわせにつながる家政学」を根幹とし、各学部・大学院研究科の教育研究上の目的にはその理念を反映し、社会の要請に応える人材育成を行っている。 【掲載先 URL】 ◇建学の精神、教育理念：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/philosophy/ ◇教育研究上の目的（学部・学科、研究科・専攻ごと） https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/educationkasei1_1/
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域連携活動を推進するために、教職員から構成される社会連携センターでは以下の業務を行っている。 ・地域連携活動の推進・支援（コーディネート） ・地域連携活動に関する広報・情報発信 ・地域連携活動に関する情報収集 ・地域連携活動に関する管理業務 【掲載先 URL】 ◇社会連携センター：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/organization/regionalalliances/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	障がいのある学生を分け隔てることなく、ともに学びあう大学を目指すために、基本方針に基づき、学生に寄り添った対応を行っており、あわせてハラスメント対策も行っている。 【掲載先 URL】 ◇障がいのある学生への修学支援に関する基本方針： https://www.kasei-gakuin.ac.jp/campuslife/organization/ ◇ハラスメント対策：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/campuslife/harassment/
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 8 年 6 月 2 6 日現在、理事 1 2 名のうち 5 名が女性で、女性活躍の場を推進している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成について寄附行為に定め明確にし、理事の選任については評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事選任機関である理事会において、適切に選任している。

	【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の構成、権限、職務等はすべて寄附行為に定め、各理事の業務内容も定めている。また、理事会議事録の作成・閲覧請求、招集手続きについても明確に定め、理事会運営の透明性を確保している。 さらに、評議員会は理事会に対する諮問機関としての機能強化を促進するなど、開催頻度を増やし、協働体制の確立を図っている。 【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては理事会資料の事前配布、学内行事への参加案内、学生募集状況及び学校法人運営に関する情報提供を継続的に実施している。また、理事会終了後の懇談会等を通じて、学校法人制度改正や高等教育政策等に関する情報共有・意見交換を行い、知識向上に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準及び選任過程は、寄附行為に定めており、評議員会の決議により選任している。 また、会計監査人の選任基準及び選任過程は、寄附行為に定めているほか、事前に監事に意見を聴いた上で、評議員会の決議により選任している。 【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/ ◇監事監査報告書：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/business/#co-index-4
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、公認会計士及び監査室による三様監査を実施し、監事監査機能の充実を図っている。 【掲載先 URL】 ◇監事監査報告書：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/business/#co-index-4
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	寄附行為に基づき、事前に監事の意見を聴かなければいけない議題は、事前に資料配布を行い、適宜指摘、助言をいただいている。

	【掲載先 URL】 ◇監事監査報告書：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/business/#co-index-4
--	--

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法、属性・構成割合は、寄附行為に定め明確にしている。また、評議員候補者の選出に関する規則、選出要項に則って、適切に選任している。 【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の構成、権限、職務等はすべて寄附行為に定めている。 また、評議員会議事録の作成・閲覧請求、招集手続きについても明確に定め、評議員会運営の透明性を確保している。 さらに、理事長、理事の会議出席により協力体制を強化し、令和７年度から評議員会の開催頻度を増やしている。 【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、シンポジウム、学園祭など学内行事・イベントの周知、学生募集状況の報告、学校案内（入学生向け冊子）、学院だより（卒業生向け冊子）、概要（教職員数、学生数、組織図、図書、土地・建物など学内に纏わるデータ）などの配付を行うなど、法人運営に関する説明を行うとともに、各種資料提供や意見交換を通じて理解促進を図っている。 【掲載先 URL】 ◇学校法人東京家政学院寄附行為 https://www.kasei-gakuin.ac.jp/disclosure/information/kifu/

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを整備し、それに則り適切な対応を行っている。 また、避難訓練の実施、ホームページにて防災緊急マニュアルを掲載し広く周知するなど、災害時に向けた対策を行っている。 なお、事業継続計画は策定していないが、臨機応変な対応が取れるよう検討を進めている。 【掲載先 URL】

	◇防災緊急マニュアル： https://www.kasei-gakuin.ac.jp/aboutus/efforts/disaster_prevention/
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学院は、公共性を高める自立的なガバナンスを確保するため、建学の精神の下、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守し、組織的な取組を行っている。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開に関する定義や公開する情報、情報開示の請求等については「情報公開規則」、情報の積極的な開示、個人情報に対する配慮、情報の適切な管理については「情報公開に関する基本方針」に制定した。 その規則、基本方針に則り、情報公開を推進し、適切かつ慎重に情報の取扱いを行っている。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページでは、情報公開の項目がまとめて確認できるよう、項目を1ページにまとめてリンクから閲覧できるようにしている。 また、「大学案内」「概要」などの広報媒体も活用し、ステークホルダーに公開している。 【掲載先 URL】 ◇情報公開：https://www.kasei-gakuin.ac.jp/schoolcorporation/

Ⅱ-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明